

他人の営業表示「W D S C」不正使用損害賠償請求事件：東京地裁平成29(ワ)14909・平成30年1月23日（民29部）判決〈請求棄却〉

### 【キーワード】

歯科医師の勉強会名称，商品等表示の周知性の時点（法2条1項1号），需要者の範囲，混同の程度

### 【事案の概要】

本件は，歯科医師らによる自主学習グループであり，「W D S C」の表示を使用して歯科治療技術の勉強会を主催する活動等を行っている法人格なき社団である原告が，被告株式会社シーエム（以下「被告シーエム」という。）が企画，編集した雑誌中に掲載された記事において「W D S C」の表示を被告A（以下「被告A」という。）が自己の宣伝広告に使用したことが不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して，被告らに対し，同法4条に基づき，各自損害賠償金180万円及びこれに対する不法行為の後の日（訴状送達の日翌日）である平成29年5月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### (1) 当事者等

ア 原告

原告（W D S C）は，日常歯科臨床における実技の習得を目的として定期的に講習会の開催等を行っている法人格なき社団であり，歯科医師らが会員である。原告の名称である「W D S C」は，「W e e k e n d D e n t a l S t u d y C l u b」の頭文字を取ったものである。

イ 被告ら

被告シーエム（株式会社シーエム）は，広告代理，出版を業とする株式会社である。

被告Aは，歯科医師であり，肩書地において，「（省略）」との名称の歯科医院（以下「被告A医院」という。）を運営している。被告Aは原告の会員ではなく，過去に会員であったこともない。

#### (2) 被告らの行為

株式会社学研プラス（以下「学研プラス」という。）は，平成27年10月29日，「本気で探す 頼りになるいい歯医者さん 2016」と題する雑誌（以下「本件雑誌」という。）を発行した。本件雑誌には，被告シーエムが企画，編集した，以下の記事等が掲載された。（甲1）

ア 原告の活動内容や活動の意義に関する紹介，原告の代表者会長や会員である歯科医師のインタビュー，原告が開催する勉強会に関するコラム等の原告の広告記事（本件雑誌44頁～46頁。以下，この部分の記事を「本件原告広告記事」という。）。

イ 原告の会員である歯科医師63名の氏名、歯科医院名、所在地及び電話番号等の一覧（本件雑誌47頁）。この一覧には、被告Aの父親であり、原告の会員であるBの氏名、歯科医院名、所在地及び電話番号等の記載がある。被告Aの氏名等の記載はない。

ウ 右上最上段部分に「WDS C最新レポート」との記載があり、右上部分に「WDS Cに所属する歯科医師が在籍する歯科医院」と題する記事（本件雑誌48頁）。同記事の下半分には、被告Aの顔写真、氏名、経歴、被告A医院に所属する歯科衛生士らの写真、同医院の業務内容、診療時間、所在地、電話番号等、被告A及び被告A医院を紹介する記事が掲載されている（以下、この部分の記事を「本件記事①」という。）。

エ 「症例実績に優れた歯科医に聞く先進歯科治療特集」と題する記事（本件雑誌54頁、55頁）。同記事1頁目（54頁）には6名、2頁目（55頁）には9名の合計15名の歯科医師の氏名、顔写真、歯科医院名等が記載された紹介欄がある。そして、同記事1頁目（54頁）の6名の中に、被告A及び被告A医院の紹介欄があり、同紹介欄の右上部分には「WDS C」との記載がある（以下、この被告A及び被告A医院の紹介欄を「本件記事②」といい、「本件記事①」と併せて「本件各記事」という。）。

## 2 争点

(1) 不正競争防止法2条1項1号の不正競争の成否

ア 「WDS C」の表示は周知な商品等表示といえるか

イ 誤認混同のおそれの有無

(2) 被告Aの故意過失の有無

(3) 原告の損害額

### 【地裁の判断】

1 争点(1)ーア（「WDS C」の表示は周知な商品等表示といえるか）について

(1) 前提事実に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は昭和54年に発足したこと（甲1）、学研プラスが平成26年6月に発行した平成26年雑誌において本件原告広告記事と概ね同一内容の原告の広告記事が掲載されたこと、平成26年雑誌は発行予定部数が10万部であったこと、平成26年12月31日時点での歯科医師の数は10万3972人であること（乙A1）、本件雑誌発行時点における原告の会員は63名であること（甲1）が認められる。

(2) 原告は、「WDS C」の表示は原告の商品等表示であって需要者の間で広く認識されており、本件雑誌に掲載された本件各記事において被告Aが「WDS C」の表示を自己の広告に使用したことが原告の商品等表示を使用した不正競争行為に該当する旨主張する。

本件雑誌は、「本気で探す 頼りになるいい歯医者さん 2016」という

題名の雑誌であって、表紙には「歯科治療の悩み&不安を解消！」という記載もあり、多くの歯科医師の紹介欄があり（甲1）、歯科治療を受けることを考えている者を主たる読者とするものである。本件各記事は、いずれも歯科医師である被告Aや被告Aが経営する歯科医院を紹介する記事である。これらからすると、本件における需要者は、歯科治療を受けることを考えている者といえる。原告は、平成26年雑誌及び本件雑誌を購読した全国の読者が需要者である旨主張するが、上記に照らし採用することができない。

そこで、歯科治療を受けることを考えている者の間で「W D S C」の表示が周知であったかについて検討すると、原告は、昭和54年の発足後、会員である歯科医師らによる歯科医療に係る自主学習グループとして、定期的に勉強会等を開催していたことがうかがわれる（甲1）。しかし、原告の会員数は全国の歯科医師数の約0.06パーセントにすぎず、原告の会員を通じて「W D S C」の表示が広く認識されていたとは認めることはできない。また、本件証拠上、本件雑誌が発行されるまで、原告が全国誌に取り上げられるなどして「W D S C」の表示が歯科治療を受けることを考えている者に対して広く使用されたのは、平成26年雑誌において前記のとおりの記事が掲載されたのみであり（原告は、「W D S C」の表示の周知性の根拠として本件雑誌のほか平成26年雑誌における原告に関する記事の存在のみを主張し、平成29年10月2日の弁論準備手続期日において「W D S C」の表示の周知性について追加の主張を行う予定はない旨述べた。）、同雑誌の現実の発行部数も明らかではない。原告は平成26年雑誌の発行予定部数10万部が発行されたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。これによれば、平成26年雑誌によって「W D S C」の表示に接した者は、本件の需要者のうちの限られた者である。

これらのことからすると、本件雑誌が発行された平成27年10月29日の時点までに「W D S C」の表示が、原告の商品等表示として全国の歯科治療を受けることを考えている者の間で広く認識されていたと認めることはできない。

(3) 原告は、本件原告広告記事が掲載されている本件雑誌も「W D S C」の表示の周知性を基礎付けることになる旨主張する。

しかし、不正競争防止法2条1項1号の趣旨は、周知な商品等表示として保護するに足る事実状態が形成された場合、その時点から周知の商品表示と類似の商品表示の使用等によって営業主の混同を生じさせる行為を防止するというものであり、本件においては、損害賠償請求の対象とされている表示の使用を被告らがした時点である本件雑誌の発行時において周知性を備えていることを要すると解すべきである（最高裁判所昭和63年7月19日判決民集42巻6号489頁参照）。原告の主張のうち、これと異なる趣旨を主張する部分は採用することはできない。そして、本件雑誌を「W D S C」の表示の周知性を基礎づける事実として考慮したとしても、前記(2)の事情のほか、本件雑誌の発行部数が明らかになっていないこと、本件雑誌を含めた原告を紹介する記事等

が掲載された全国誌の発行回数に照らせば、上記結論を左右するものではない。

また、原告は、類似する商品等表示が使用された時点において混同が生じるにもかかわらず、周知性がないために不正競争防止法2条1項1号に基づく請求が否定されることはないというべきである旨主張する。しかし、同号は、前記のとおり、周知な商品等表示として保護するに足る事実状態が形成された場合において、周知の商品表示と類似の商品表示の使用等によって営業主体の混同を生じさせる行為を防止するために当該行為を不正競争としたものであり、周知な商品等表示として保護するに足る事実状態が形成されていたか否かを問題とせず不正競争となる旨をいうと解される原告の主張を採用することはできない。

(4) 以上によれば、「W D S C」の表示が、本件各記事の掲載時点において、需要者である歯科治療を受けることを考えている者の間で広く認識されていたと認めることはできない。

そうすると、本件各記事における「W D S C」の表示が商品等表示であるか否かやその表示の使用により原告の営業と混同を生じさせたかなどその余の点を検討するまでもなく、原告の請求には理由がない。

## 2 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件は、雑誌等を刊行する出版社が企画した全国に開業する歯科医師を一般読者に紹介するにあたり、歯科医師らの自主学習グループで「W D S C」の表示を使用して歯科治療技術の勉強会を主宰する法人格なき社団である原告が、被告(株)シーエムが企画、編集した雑誌中に掲載した記事中に、「W D S C」の表示を、被告Aが自己の宣伝広告用に使用したことは不競法2条1項1号の不正競争に当たるとして、被告らに対し、同法4条に基づき、各自損害賠償金180万円等の支払いを求めた事案である。

これに対して裁判所は、原告の主張を次のような理由によって採用することはできない、と判断したのである。

(1) まず法2条1項1号に規定する「需要者」とは何人を指すかの問題について、原告は、平成26年発行の雑誌と本件雑誌を購読した全国の読者が需要者であると主張したが、裁判所は、本件雑誌の題名や表紙に「歯科治療の悩み&不安を解消!」という記載があり、多くの歯科医師の紹介欄があることから、歯科治療を受けることを考えている者を主たる読者としているから、この読者を本件における需要者と解したのである。

(2) 次に、歯科治療を受けることを考えている者の間で「W D S C」の表示が周知であったかどうかについて検討した結果、原告の会員数は全国の歯科医師

数の約0.06%にすぎないから、原告の会員を通じて、「WDS C」の表示が歯科治療を受けることを考えている者に対して広く使用されたのは、平成26年発行の雑誌における記事の掲載のみであり、同誌の現実の発行部数は明らかではないし、10万部との主張を認めるに足りる証拠はないから、平成26年発行の雑誌により「WDS C」の表示に接した者は、本件の需要者のうちごく限られた者である、と認定したのである。

そうすると、本件雑誌が発行された平成27年10月29日の時点までに「WDS C」の表示が、「原告の商品等表示として全国の歯科医療を受けることを考えている者の間で」広く認識されていたと認められることはできない、と裁判所は判断したのである。

2. 出版社が発行した本件雑誌には、「WDS C」の標章表示が紹介されていたというが、その標章表示を有する会に属する歯科医師数は、全国の開業医の0.06%にすぎないことと、当該歯科医師の名前が掲載されている雑誌の発行部数が10万部と認められる証拠はないし、平成26年に発行した当該誌の「WDS C」の表示に接した読者数は不明であることなどを考慮すると、平成27年10月29日の時点までに「WDS C」の表示が、関係者の間に周知になっていたと認めることはできない、と裁判所は判断したが、原告が提出した証拠が不十分だったのであろう。

この判決に対しては、不服であるとして、控訴されたのであるが、控訴審においてもこの判断は変わりなかったのである。ただその理由づけには説得力があるのである。

[牛木 理一]